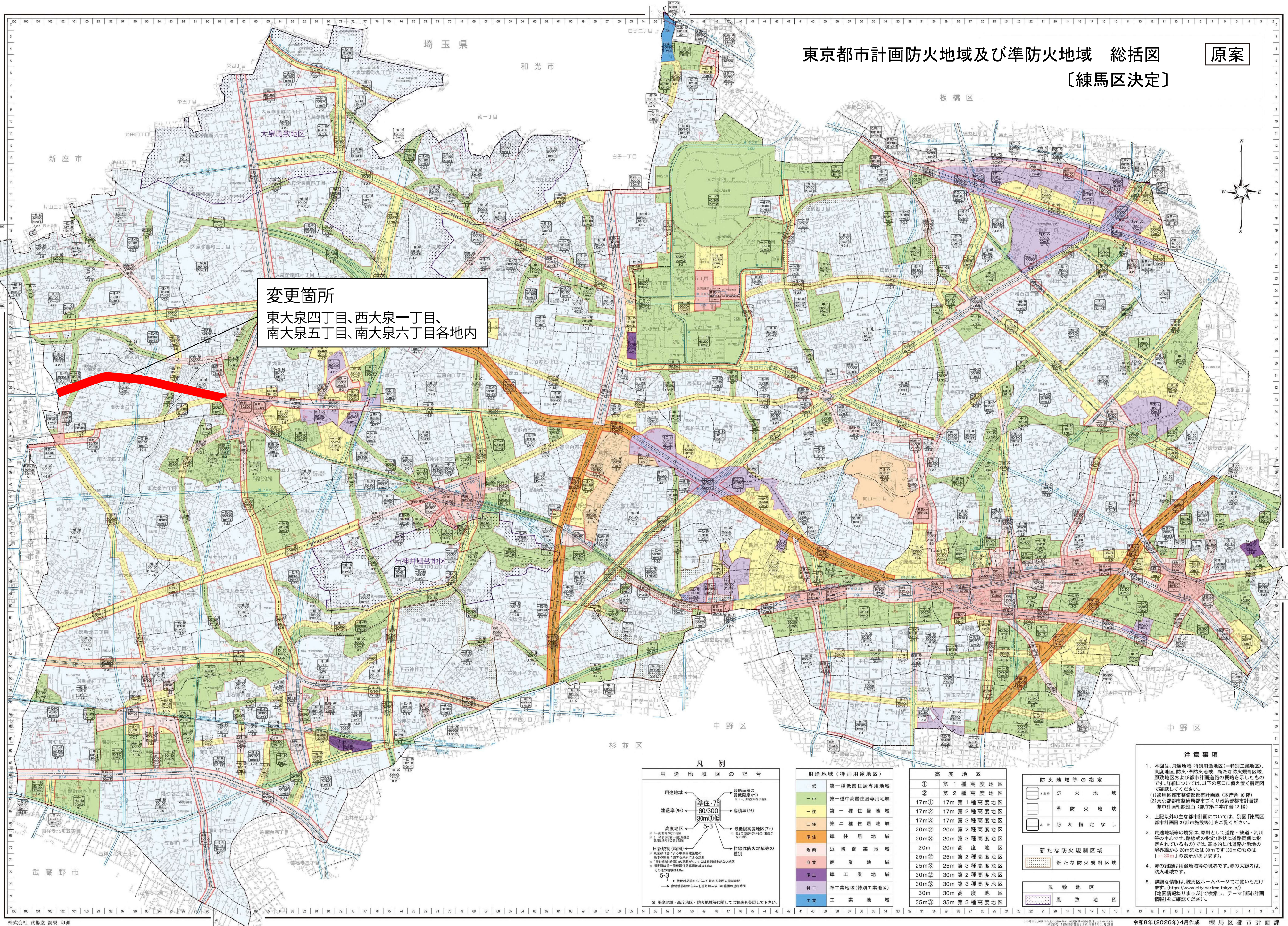


東京都市計画防火地域及び準防火地域 総括図
〔練馬区決定〕

原案

変更箇所
東大泉四丁目、西大泉一丁目、
南大泉五丁目、南大泉六丁目各地内

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に掲載する指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
 3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本約には道路と地地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「≒30m」の表示があります）。
 4. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください（<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>）
「地図情報ねまっく」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。



凡例

用途地域図の記号

用途地域

建築率(%)

高度地区

防火地域等の指定

新たな防火規制区域

風致地区

用途地域	第一種低層住居専用地域
一低	第一種中高層住居専用地域
一中	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域

高度地区	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区